

(案)

物 品 売 買 契 約 書

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、
物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、下記の物品（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(1) 件名

立木（伐採木）売払（築川ダム建設工事築川3工区、雑木類）

(2) 売買物件の所在地

盛岡市築川 地内

(3) 売買物件の種類及び数量

別紙のとおり

第2 売買代金は、_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額_____円）
とし、乙は甲の発行する納入通知票により____年____月____日までに甲の指定する金融
機関にこれを納入するものとする。

注 納入期限は、契約締結日の14日後とする。

2 乙が、前項の納入期限を経過しても売買代金を納入しないときは、当該未納代金に対して納入期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき年利2.6パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとする。

ただし、乙の申出により、甲がやむを得ない特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第3 この契約締結と同時に、乙が甲に納付すべき契約保証金は_____円（免除）
とする。

第4 乙は、売買代金納入の履行期限を延長する特約をしようとするときは、売買代金納入期限前7日までに履行延期申請書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

2 前項の申請に対し、甲がこれを承認し、履行延期の特約をする場合は、履行延期承認通知書により乙に通知するものとする。

第5 売買物件の引渡しは、売買代金（履行延期の特約をした場合は延納担保物件）及び違約金を完納した日から搬出期限内において、甲の指定する日に、甲の職員と乙又はその代理人が立会いのうえ、売買物件の所在地において行なうものとする。

2 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、直ちに甲に産物受領証を提出するものとする。

3 甲が指定した売買物件引渡しの日、乙又はその代理人が立会わなかったときは、やむを得ない事情があると甲が認めたときを除き、甲が乙に対して発する産物引渡通知書による通知によって当該売買物件を引き渡したものとする。

第6 乙は、売買物件の引渡しを受けた後において、甲に対し、売買物件の種類、数量及

び形質等に関して一切異議を申述べることができない。

第7 乙は、売買物件の引渡しを受ける前に売買物件を第三者に譲渡し、又は担保に供さないものとする。

第8 売買物件の搬出期限は、令和2年9月11日とする。

2 乙は、前項の搬出期限を延長しようとするときは、搬出期間満了前に、搬出期限延長申請書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

3 乙は、前項の承認を受けた場合には甲の指示により、当該延長日数につき搬出未済物件に相当する金額に対して年利2.6パーセントの割合で計算した搬出延期料を甲に支払うものとする。

4 搬出未済物件についての調査は甲が行い、これに要する費用は乙が負担するものとする。

第9 天災その他の不可抗力により売買物件を搬出することができない期間について乙が甲に対してその理由を申し出て、甲がこれを承認したときは、当該期間は搬出期間に算入しないものとする。

第10 乙は、売買物件の搬出が終わったときは、すみやかに甲に搬出終了届を提出し、甲の行う跡地検査に立ち会うものとする。

第11 次の各号の一に該当するときは、搬出未済物件は全て甲に帰属するものとする。

(1) 乙が搬出終了届を提出したとき。

(2) 搬出期間が満了したとき。

第12 乙は、売買物件の搬出等のため、特に施設を設置しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、売買物件の搬出が終わったときは、甲の指示により現状に回復し、並びに自己の設置した施設を撤去するものとする。

第13 火災その他のおそれがある場合に、甲が乙に対して搬出等の作業の中止を命じたときは、乙は、異議なくこれに従うものとする。

第14 乙は、引渡しを受けた売買物件を搬出前にほかに譲渡しようとするときは、乙及び譲受人連名の産物譲渡届を甲に提出するものとする。

第15 この契約により、乙が甲に提出する申請書等の書類の提出、又は口頭による申し出は、全て盛岡広域振興局長に対し行うものとする。

第16 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、乙に損害があっても、甲は、その責めを負わないものとする。

(1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合。

(2) 乙から契約解除の申出があった場合。

(3) 乙又はその代理人及び使用人が契約の履行について不正の行為をした場合。

(4) その他乙又はその代理人及び使用人がこの契約に違反した場合。

(5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又

はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 第1項により契約を解除した場合において、これにより甲が損害を受けたときは、乙は、甲の算定する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

第17 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第18 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは甲乙協議するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県

契約担当者

盛岡広域振興局長

印

乙 住所 _____

氏名 _____

印

別 紙

産物の種類、数量

立木（伐採木） 262.825 m³

種別及び数量

内訳 雑木 262.825 m³

産 物 受 領 証

令和 年 月 日

盛岡広域振興局長 様

買受人

住 所 _____

氏 名 _____

⑩

令和 年 月 日に売買契約を締結した下記物件を令和 年 月 日に受領しました。

記

1 件名

立木（伐採木）売払（築川ダム建設工事築川3工区、雑木類）

2 産物の所在地

盛岡市築川 地内

3 産物の種類、数量

(1) 種別及び数量

立木（伐採木） 262.825 m³

内訳 雑木 262.825 m³

(2)代 金

_____円（税込）

搬出終了届

令和 年 月 日

盛岡広域振興局長 様

買受人

住 所 _____

氏 名 _____

Ⓜ

令和 年 月 日に売買契約を締結した下記物件を令和 年 月 日に搬出しました。

記

1 件名

立木（伐採木）売払（築川ダム建設工事築川3工区、雑木類）

2 産物の所在地

盛岡市築川 地内

3 産物の種類、数量

(1) 種別及び数量

立木（伐採木） 262.825 m³

内訳 雑木 262.825 m³

(2)代 金

_____円（税込）